

「千葉市立中学校休日地域クラブ活動管理運営等業務委託」に係る
質問・回答

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	当初契約金額の積算方法	募集要項に記載されている契約上限額には、受益者負担見込み額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。	お見積りの金額（すべての部活動地域クラブ運営業務委託にかかる総経費から、受益者負担による会費徴収により受託者の収入となる受益負担見込額を差し引いた額を見積金額）が募集要項に記載されている契約上限額を超えないようにお願いします。 (参考例) 総経費 - 受益者負担見込額 = 見積金額
2	給与・謝金について	主任指導者と副主任指導者において、時給 1,600 円程度と記載がありますが、地域クラブにおいては、金額差は付けないという認識でよろしいでしょうか。	指導者謝金の単価につきましては、時給 1,600 円を目安に、受託者の裁量と委託料の範囲内で指導者の経歴・職歴等に応じて差を設定いただいて差し支えございません。
3	千葉市地域クラブ活動指導者募集要項第9条	指導者謝金についての記載がある。指導者に関しては、雇用、委託契約どちらの対応でも問題ないか	指導者に関しては、雇用、委託契約どちらの対応でも差し支えありません。
4	(10) 地域クラブ会費の徴収についてーイ	未納者への督促業務は受託者が行うとしても、最終的に回収不能となった金額について、市からの補填や減額免除措置はないという認識で相違ないか。また、未納が続く生徒の参加停止措置などの対応をとることは可能か。	回収不能となった会費の金額については、市からの補填や減額免除措置等はありません。 なお、未納が続く生徒の参加停止措置などの対応をとることは可能であると考えています。参加停止措置の運用については、本市と別途協議し決定することとします。
5	(10) 地域クラブ会費の徴収についてーウ・エ	生徒数確定時、想定より参加者が少なく会費収入見込みが減額となった場合、指導者配置にかかる実費が不足することになりますが、その差額分はどのような扱いを想定されていますでしょうか。	参加生徒の人数が少ない場合は、指導者の配置人数を調整する場合や、クラブ数の整理をすることを想定しております。 そのため、参加生徒数及び年間の徴収額が確定したのちに、指導者配置にかかる費用と受益者負担見込額と比較して本市と受託者が協議の上、原契約額の変更契約を行うことを想定しています。
6	(6) 練習試合等における引率及び地域クラブ内容充実のための取組ーイ	『地域クラブ内容充実のための取組』や『大会・演奏会の企画運営』にかかる費用（会場費、外部指導者謝金、備品費等）は、本委託料の積算に含めてよいか。それとも受託者の自主財源（持ち出し	『地域クラブ内容充実のための取組』や『大会・演奏会の企画運営』にかかる費用（会場費、外部指導者謝金、備品費等）は、本委託料の積算に含めていただいて差し支えございません。

		や寄付金等)のみで賄うことが必須条件か。	なお、持続可能で魅力ある地域クラブのために、自主財源で実施いただくことは差し支えございません。
7	エ 活動場所 水泳 (中央区・緑区)	千葉県国際総合水泳場等を使用する場合、その施設利用料は委託料に含めるのか、別途市が負担する(または生徒負担)のか	千葉県国際総合水泳場を使用する場合は、部活動では減免対象ですが、地域クラブ活動は通常利用料が発生するため、施設利用料を委託料に含めてください。なお、令和8年11月4日から20日、令和9年2月1日から26日は千葉県国際総合水泳場が休場しており使用できません。また、休場期間中の水泳の活動場所については、本市と別途協議の上、決定することとします。 その他施設につきましては、学校外での活動を実施する場合で、施設使用料等を必要とする場合は、部活動の取り扱いを参考に対応してください(例:指導者の利用料は委託料に含め、生徒の利用料は生徒から新たに負担を求める)。
8	ウ 物品の借用 科学 (稲毛区・若葉区)	活動に必要なキットを1人1セット用意する。購入費用は40,000円程度を限度とする」とありますが、生徒1人あたり4万円だと莫大な金額になります。「1クラブ全体の限度額」なのか「生徒1人あたりの限度額」なのか	1クラブ全体の限度額が40,000円程度となっております。
9	エ 消耗品の購入 消耗品の限度額	全区共通で「各クラブ7,000円程度を限度」とありますが、バドミントンのシャトルなど消耗の激しい競技において「年間7,000円」では到底足りません。年間限度額なのか、単価の限度額なのか	本市の地域クラブは、部活動を母体としているため、部活動で使用している物を使用いただけます。 ただし、地域クラブ活動になったことで、部活動で使用する以上に消耗することが発生した場合は、委託料の範囲内でお支払いいただく想定です。 なお、委託料の範囲を超えた場合は、受託者の判断により、保護者の理解を得たうえで会費とは別に参加者から超過した料金を徴収いただくことも可能です。
10	ア 会費の徴収方法	市が調達するアプリを利用するにあたり、受託者側にシステム利用料等の費用負担は発生するか。発生する場合、委託料の積算に含めてよいか。徴収した会費に関しては、受託者に入金される形であっているか	市が調達するアプリを利用するにあたり、受託者側にシステム利用料等の費用負担は発生いたしません(参加者・指導者・受託者が利用する分も含めて、市が費用を負担します)。 また、徴収した会費については、受託者に入金されます。

11	(14) 活動中止の場合の対応	天候等で当日に活動中止となった場合、指導者への謝金（休業補償等）の支払いはどう取り扱うべきか。振替実施により当初想定のコマ数・謝金総額を超過した場合の対応を伺いたい。	受託者と指導者の契約内容に基づき、委託料の範囲内でご対応をお願いいたします。 なお、活動中に天候等で活動を中止した場合には、活動時間に応じて諸謝金等をお支払いください。
12	ウ 給与・謝金等	仕様書に記載のある指導者謝金の上限額（日額 9,600 円等）について、これは絶対的な上限か。受託者の裁量と委託料の範囲内で、より高い時給・日額を設定することは可能か。	受託者の裁量と委託料の範囲内で、より高い時給・日額を設定することは可能です。
13	仕様書「2 主な業務内容」「4 業務内容詳細（10）地域クラブ会費の徴収について ア 会費の徴収方法」	「別途本市が調達する情報共有用アプリケーションを用いて」とありますが、このアプリを受託者（管理者側）が利用するにあたり、システム利用料など、受託者が市やアプリ提供事業者を支払うべき費用は発生しますでしょうか。	市が調達するアプリを利用するにあたり、受託者側にシステム利用料等の費用負担は発生いたしません（参加者・指導者・受託者が利用する分も含めて、市が費用を負担します）。
14	仕様書「4 業務内容詳細（11）その他 ア 保険手続き」	「吹奏楽においては楽器等の物損に対する保険にも加入すること」「保険料については、本契約の委託料に含むこと」とありますが、対象となる楽器の想定総額（または 1 クラブ・1 校あたりの補償上限額）の目安をご教示いただけますでしょうか。	参加者が安心して活動できるように楽器等の物損に対する保険の加入をいただくことを想定しています。 加入した保険によって保険補償上限額などは異なると思いますが、委託料の範囲内で、受託者が加入する保険についてご判断願います。
15	仕様書「4 業務内容詳細（9）配置人員オ 胸部エックス線検査の受診について」	「結果が確認できない場合は、受託者の責にて指導者に対し健康診断（胸部エックス線検査）を受診させることとし、受診にかかる費用については、委託料に含むこと」とあります。市として想定されている「新規受診が必要となる指導者の割合（人数）」の目安はございますでしょうか。	令和 7 年度は指導者人数の約 3 %が「結果が確認できない場合は、受託者の責にて指導者に対し健康診断（胸部エックス線検査）を受診」させた指導者でした。
16	仕様書「4 業務内容詳細（1）運営する地域クラブについて ア 種目、イ クラブ数」	種目ごとに必要な安全管理対策や保険が異なるため、現時点における各区の「種目ごとの想定クラブ数（内訳）」の目安（例えば、吹奏楽○クラブ、陸上○クラブ等）をご提示いただくことは可能でしょうか。	現時点における案件ごとの「種目ごとの想定クラブ数（内訳）」は以下のとおりです。 なお、地域クラブ数は目安であり、最終的なクラブ数ではないことに留意してください。 【中央区・緑区（56クラブ）】 吹奏楽9クラブ、演劇1クラブ、合唱1クラブ、新体操1クラブ、水泳1クラブ、柔道1クラブ、陸上競技3クラブ、その他の種目39クラブ 【花見川区・美浜区（43クラブ）】 吹奏楽3クラブ、演劇2クラブ、ヨット1クラブ、陸上競技1クラブ、硬式テニス1クラブ、その他の種目35クラブ 【稲毛区・若葉区（32クラブ）】 吹奏楽6クラブ、科学1クラブ、柔道1クラブ、陸上競技3クラブ、その他

			の種目 2 1 クラブ
17	稲毛・若葉区 仕様書「5 その他 (5) 学校施設及び物 品の使用についてウ 物品の借用」	「科学において、活動に必要なキッ ト…を 1 人 1 セット用意すること。 購入費用は 40,000 円程度を限度とす る」とありますが、この「40,000 円 程度」とは、「1クラブ（または参加 生徒全体）あたりの総額上限」でし ょうか、それとも「生徒 1 人あたり の上限」でしょうか。	1 クラブ全体の限度額が 40,000 円程度 となっております。 なお、現時点で参加する科学クラブの 数は 1 クラブの想定です（地域クラブ 数は目安であり、最終的なクラブ数で はないことに留意すること）。
18	花見川・美浜区 仕様書「4 (1) エ 活 動場所」における 「ヨット」、（中 央・緑区仕様書） 「4 (1) エ 活動場 所」における「水 泳」等、各区仕様書 「4 (11) エ 施設使 用料などの取り扱い	ヨットハーバーや水泳場等の外部施 設利用料、および活動に必要な特殊 機材（ヨット艇やコース貸切料等） の費用について、「部活動の取り扱 いを参考にし、対応すること」「生 徒から新たに負担を求める場合は～ アプリを活用し～徴収が望ましい」 とあります。これら外部施設利用料 等は、原則として「参加生徒からの 臨時徴収（受益者負担）」を想定し ており、受託者の委託料内から支出 するものではないという認識で相違 ないでしょうか。	ヨットハーバーの施設利用料等の取扱 いは以下のとおりです。 ・施設利用料：減免対象 ・ヨット艇など：部活動で使用してい る物を使用 ・ドライスーツ（任意）：参加者が購 入（受益者負担） また、水泳場、その他施設の施設利用 料等につきましては、No.7 の回答をご 参照ください。
19	募集要項「7 (3) 評 価項目及び配点」の 「運営体制」	「巡回指導による指導者へのフォロ ーアップ体制…（巡回指導の時期、 回数、巡回指導を行う副統括責任者 の人数、巡回指導を専任で行う副統 括責任者が何名いるかなど）」とあ りますが、市として想定または期待 されている「1クラブあたりの最低巡 回頻度」等の目安はございますでし ょうか。	委託料の範囲内で、指導者や参加者 が安心して活動できるように定期的な 巡回指導を実施いただきたいと考えて います。 特に指導歴が浅い指導者を配置した クラブや参加生徒数が多いクラブなど は重点的に実施いただきたいと考えて います。